事 務 連 絡 令和元年 10 月 31 日

各地方整備局等住宅瑕疵担保履行法担当者 御中 (各地方整備局等から管内の都道府県へ転送)

> 国土交通省土地·建設産業局 建 設 業 課 不動産業課 住 宅 局 住宅生産課

令和元年台風第19号による被害の発生に伴う建設業者及び宅地建物取引業者の事務の取扱いについて

令和元年台風第 19 号による被災地域の被害(以下「災害」という。)が極めて甚大であることにかんがみ、この非常事態の下における特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号。以下「法」という。)に基づく事務については、下記の点に留意されたく通知する。

なお、個々具体の事務の取扱いにつき不明な点については、担当課と密接な連絡を取りつつ対応されたい。

記

1. 対象となる地域について

令和元年台風第 19 号による災害に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が 適用された市町村の区域

2. 届出について

(1) 届出期限について

対象地域に主たる事務所を有する建設業者又は宅地建物取引業者で、法第4条 又は第12条の規定に基づく第20回基準日(令和元年9月30日)に係る届出を しようとする者(以下「届出事業者」という。)が、今般の災害のために、当該届 出を行うことができないと認められる場合には、特定非常災害の被害者の権利利 益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)及び令 和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべ き措置の指定に関する政令(令和元年政令第129号)の規定に基づき、令和2年 1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事 上の責任を問わないものとする。

なお、対象地域に<u>主たる事務所を有しない</u>供託事業者が、交通機関の遮断や事務を処理する行政庁が被災したこと等により、当該届出を行うことができないと認められる場合であっても、同様の取扱いとする。

(2) 届出書類について

対象地域に主たる事務所又は従たる事務所を有する届出事業者が、今般の災害のために、資力確保措置の状況の届出において特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成 20 年国土交通省令第 10 号)第 5 条又は第 16 条に定める書類の一部を添付することができないと認められる場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁又は免許行政庁あてに提出する旨の誓約書、災害により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該届出を受理して差し支えない。